

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目10番1号

株式会社 Gunosy

代表取締役 福島 良典

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、平成27年8月26日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 平成27年8月27日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始）
- 場 所 東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル
ベルサール六本木 B1 ホール
- 目的事項
報告事項 第3期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役2名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://gunosy.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における当社をとりまく経営環境につきましては、国内におけるスマートフォン契約数が平成27年3月末現在、6,850万件と前年同月末比で1,116万件増加するなど、スマートフォンは急速に普及しており（株式会社MM総研調べ）、また、平成26年の広告費は6兆1,522億円と3年連続で成長を続けております。とりわけインターネット広告費につきましては前年比112.1%の1兆519億円と、初めて1兆円を超え、広告費全体の成長率を超える成長となりました（株式会社電通調べ）。

このような状況の下、当社は、当事業年度において、「Gunosy（グノシー）」のユーザビリティを高めるべく、日々ユーザーインターフェース/ユーザーエクスペリエンスの改善を行ってまいりました。また、スマートフォンに特化したアドネットワークの構築・配信を開始し、収益の拡大を図ってまいりました。さらに、「Gunosy Platform」を構築し、「Gunosy（グノシー）」上において、提携企業の各種情報やコンテンツサービスの提供を開始し、情報キュレーションアプリとして取り扱う情報の範囲を拡張することにより、更なるユーザーの獲得、広告収益の増加と、新たな収益基盤の構築に取り組みました。

収益面に関しましては、Gunosy Adsに係る売上高が順調に伸長し、当事業年度で2,918百万円を計上したことに加え、当第1四半期会計期間から開始したアドネットワークに係る売上高も順調に伸長し、246百万円を計上いたしました。

費用面に関しましては、引き続きユーザーの獲得のためテレビCM等のプロモーション施策を積極的に展開し広告宣伝費1,968百万円を計上したほか、人材の積極的な採用を実施したことにより人件費が増加いたしました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高3,165百万円（前事業年度比781.6%増）、経常利益153百万円（前事業年度は経常損失1,365百万円）、当期純利益136百万円（前事業年度は当期純損失1,393百万円）となりました。

なお、国内累計ダウンロード（以下、「DL」という）数は当事業年度末において977万DLとなり、前事業年度末比で625万DLの増加となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は158,334千円であり、その主なものは、本社事業所の移転に伴う敷金及び内装設備工事費等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、第三者割当増資を行い、総額791,700千円の資金を調達いたしました。

また、東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資による3,500,000株の新株発行により4,894,400千円の資金を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

インターネット市場は、技術進歩が非常に速く、また市場が拡大する中でサービスも多様化が求められます。中でも、当社は、情報キュレーションアプリの可能性に早くから注目し、普及の一端を担ってまいりましたが、インターネットメディア市場は、まさに黎明期のステージにあり、そのマーケティング手法やサービス形態が日々進化している段階であります。当社は、上記の環境を踏まえ、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① サービスの差別化、競合優位性の確立

「Gunosy (グノシー)」の差別化と競合優位性の確立のためには、「Gunosy (グノシー)」の機能強化及びユーザビリティの向上や知名度の向上が不可欠であります。「Gunosy (グノシー)」の機能強化及びユーザビリティの向上につきましては、当社が持つ技術力及びデザイン力を活かして、順次サービス改善を行っていく方針であります。知名度の向上につきましては、費用対効果を検討した上での積極的な広告・広報活動を推進することにより、ブランド力、認知度を向上させる方針であります。

なお、当社は、平成26年12月に「Gunosy Platform」を構築し、「Gunosy (グノシー)」上において、提携企業の各種情報やコンテンツサービスの提供を開始いたしました。情報キュレーションアプリとして取り扱う情報の範囲を広げ、「Gunosy (グノシー)」を通じ商品やサービスの予約・購買まで一貫して行える仕組みを提供すること等により、より広く一般ユーザーの利用を促進することで、ユーザー数の拡大を図ってまいります。サービスラインナップを順次拡充し、スマートフォンにおけるプラットフォームとしての地位を確立してまいります。

② 開発体制の構築

インターネット業界における技術革新のスピードは非常に速く、当社の属する情報キュレーションアプリの業界においても、新たなサービスや競合他社が続々と現れております。このような中、他社とのサービスの差別化、競合優位性の確立のためには迅速な開発体制の構築が不可欠であります。

このような認識の下、当社では、最先端の技術動向の把握と技術力の向上のための勉強会等を開催し、また、定期的に社外のエンジニアも参加する勉強会を開催し、引き続き優秀なエンジニアの採用を図ってまいります。

③ 営業力の強化

当社は小規模組織であることから営業部門も少数精鋭の体制で運営しております。営業部門は、「Gunosy (グノシー)」の運営により蓄積されたノウハウを活かした提案及び企画により、営業活動を推進しておりますが、事業規模拡大に伴い、受注の獲得機会が増加することが予想されることから、営業力の強化、営業人員の早期育成に注力する方針であります。具体的には、教育研修制度の充実、営業ツールやマニュアル等の整備、外部ノウハウの活用、また、既存営業人員の育成と同時に、即戦力となる営業人員の採用を行い、営業力の強化を図ってまいります。

④ 内部管理体制の強化について

当社は社歴が浅く、内部管理体制も小規模なものとなっております。一方、当社の事業の急速な成長に伴い、求められる機能の範囲が急速に拡大し、また高い専門性も求められております。

このような中、当社は、財務や人事等、それぞれの分野においてコア人材となり得る高い専門性や豊富な経験を有している人材を採用していく方針であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成25年5月期 第1期	平成26年5月期 第2期	平成27年5月期 第3期 (当事業年度)
売 上 高	417 千円	359,051 千円	3,165,434 千円
経常利益又は経常損失(△)	△45,131 千円	△1,365,603 千円	153,738 千円
当期純利益又は当期純損失(△)	△45,221 千円	△1,393,673 千円	136,503 千円
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△6.80 円	△93.37 円	7.31 円
総 資 産	50,406 千円	689,741 千円	6,870,944 千円
純 資 産	42,358 千円	608,185 千円	6,430,788 千円
1株当たり純資産額	3.45 円	△78.75 円	293.94 円

- (注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額は除く）は、千円未満を切り捨てて記載しております。
2. 当社は、平成24年11月14日設立のため、第1期は平成24年11月14日から平成25年5月31日までの6ヶ月と17日となっております。
3. 当社は、平成26年4月9日付で株式1株につき100株の割合で、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第1期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
メディア事業	情報キュレーションアプリ「Gunosy (グノシー)」の運営

(8) 主要な営業所

本社：東京都港区六本木六丁目10番1号

(注) 当社は、平成26年12月1日付で本店所在地を「東京都港区芝三丁目2番18号」から移転しております。

(9) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64名 (10名)	45名増	31.1歳	0.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 従業員数が最近1年間において45名増加したのは、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

なお、当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約の総額	700,000千円
借入実行残高	— 千円
差引額	700,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 70,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 21,878,000株 |
| (3) 株主数 | 11,178名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
木村 新司	6,520,000 株	29.80 %
KDDI株式会社	3,550,000	16.22
ジャフコSV 4 共有投資事業有限責任組合	2,130,000	9.73
B Dash Fund 2 号投資事業有限責任組合	478,000	2.18
福島 良典	400,000	1.82
吉田 宏司	400,000	1.82
関 喜史	400,000	1.82
B Dash Fund 1 号投資事業有限責任組合	400,000	1.82
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	352,738	1.61
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCS JAPAN	285,381	1.30

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
付与決議日	平成25年4月19日	平成25年11月15日	平成25年12月6日	平成26年4月21日
保有者数	取締役3名 (社外取締役を除く)	取締役2名 (社外取締役を除く)	取締役1名 (社外取締役を除く)	取締役2名 (社外取締役を除く)
新株予約権の数	45個	8個	10個	2,500個
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	450,000株	80,000株	100,000株	250,000株
発行価額	無償	無償	無償	無償
行使価額	8円	200円	200円	480円
行使期間	自平成27年4月20日 至平成35年4月19日	自平成27年11月16日 至平成35年11月15日	自平成27年12月7日 至平成35年12月6日	自平成28年4月22日 至平成36年4月21日
新株予約権の 主な行使条件	<p>(1) 行使条件</p> <p>①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>③権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。</p> <p>(2) 相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>(3) その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>			

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
付与決議日	平成26年8月13日	平成26年10月30日
交付者数	当社使用人11名	当社使用人1名
新株予約権の数	750個	550個
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	75,000株	55,000株
発行価額	無償	無償
行使価額	650円	650円
行使期間	自平成28年8月14日 至平成36年8月13日	自平成28年10月31日 至平成36年10月30日
新株予約権の 主な行使条件	<p>(1) 行使条件</p> <p>①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>③権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。</p> <p>(2) 相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>(3) その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結されている「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
福島 良典	代表取締役	—	—
竹谷 祐哉	取締役	マーケティング本部担当	—
伊藤 光茂	取締役	コーポレート本部担当	—
石橋 雅和	取締役	開発本部担当	—
勝木 朋彦	取締役	—	KDDI株式会社従業員
青木 修	常勤監査役	—	—
新井 努	監査役	—	新井公認会計士事務所所長 株式会社サイト代表取締役
清水 健次	監査役	—	武市法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役勝木朋彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役青木修氏、新井努氏及び清水健次氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 監査役新井努氏及び清水健次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況	就任日
勝木 朋彦	社外取締役	—	KDDI株式会社従業員	平成26年12月26日

- (注) 社外取締役勝木朋彦氏は、当社の大株主であるKDDI株式会社の従業員であります。

② 退任

氏名	退任時の会社における地位	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任事由	退任日
木村 新司	代表取締役	—	任期満了	平成26年8月28日
森岡 康一	社外取締役	KDDI株式会社従業員	任期満了	平成26年12月26日

- (注) 社外取締役森岡康一氏は、当社の大株主であるKDDI株式会社の従業員であります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5名 45,650千円 (うち社外 0名 — 千円)
 監査役 3名 6,360千円 (うち社外 3名 6,360千円)

- (注) 上記員数には、平成26年8月28日開催の第2回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役勝木朋彦氏の兼職先であるKDDI株式会社は当社の大株主であります。その他、当社と社外役員の重要な兼職先との間に特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	森岡 康一	平成26年12月26日に退任するまでに開催された取締役会11回全てに出席し、インターネットメディア事業に関する知識・見地から、発言を行っております。
社外取締役	勝木 朋彦	就任後開催された取締役会8回全てに出席し、インターネットメディア事業に関する知識・見地から、発言を行っております。
社外監査役	青木 修	当事業年度に開催された取締役会19回全て、監査役会15回全てに出席し、事業会社の事業推進・経営を通じて培った知識・見地から、発言を行っております。
社外監査役	新井 努	当事業年度に開催された取締役会19回全て、監査役会15回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の会計、財務及び税務に係る事項に関する発言を行っております。
社外監査役	清水 健次	当事業年度に開催された取締役会19回全て、監査役会15回全てに出席し、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、当社の法律に係る事項、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。

③ 社外役員の責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定された最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務等について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、その基本方針を取締役会において決議しております。当該基本方針の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社は、取締役及びその他の使用人の行動基準である「Gunosy way」及びコンプライアンス規程その他の各種規程を整備し、コンプライアンス体制の構築を推進する。また、社会の変化、事業活動の変化等に応じて各種規程の見直しと改定を行い、その実効性を確保する。

(ロ) 取締役会は法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行う。

(ハ) 監査役は、法令に定める権限を行使し、取締役の職務執行を監査する。

(ニ) 当社は、代表取締役が直轄する内部監査室を設置し、当該部署で毎月定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役及び監査役会に報告する。

(ホ) 当社は、コーポレート本部担当取締役をコンプライアンスの責任者として任命する。当該責任者は、当社の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めるものとする。

(ヘ) 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を設置し、問題の早期発見・未然防止を図るものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する以下の文書については、文書管理規程に基づきその意思決定プロセス及び業務執行プロセスを証跡として残し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、随時閲覧可能な状態を維持できるように体制を整備する。

- ・株主総会議事録及び関連資料
- ・取締役会議事録及び関連書類
- ・その他重要な会議の議事録及び関連書類

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) 当社は、当社に直接又は間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断又は停止させる可能性、若しくは当社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを排除又は軽減するように努めるものとする。
- (ロ) 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し又は最小限にとどめるものとする。
- (ハ) 内部監査の実施により、リスクの早期発見、早期解決を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 業務執行における責任体制を確立し、業務を円滑かつ効率的に行わせるため、組織、職務分掌、職務権限等に関する社内規程を整備し、遵守する。
- ⑤ 会社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 該当する子会社が設立される場合には、親子会社間の緊密な意思疎通や連携により、グループ全体のコンプライアンス体制の整備を図り、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図るものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会が求めた場合には、代表取締役は監査役の職務を補助すべき使用人を速やかに設置するものとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 前号の使用人は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及びその他の使用人等の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については常勤監査役の同意を必要とする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ) 取締役会規程に基づいた決議事項は適切に取締役会に付議されるほか、監査役は、取締役会決議事項以外の重要な事項についても、取締役会等において、その内容を確認できるものとする。

(ロ) 前記の会議に付議されない重要な稟議書や報告書類等について、監査役は閲覧し、必要に応じて内容の説明を求めることができるものとする。

(ハ) 取締役及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しく損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査役に報告するものとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役、使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、その適合性を確保する。

⑪ 反社会的勢力の排除に向けた体制

(イ) 当社は、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、一切の関係を持たず、不当な要求や取引に応じたりすることがないように、毅然とした姿勢で組織的な対応をとる。

(ロ) コーポレート本部を反社会的勢力対応部署として「反社会的勢力対策規程」を定め、組織的に対処できる体制を構築する。

(注) 上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年6月12日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。なお、改定内容は、当社の業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社の現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更を行ったものであります。

(2) 体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

取締役会については、定例取締役会を12回、臨時取締役会を7回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

② リスク管理体制

内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し（12回）、その結果を代表取締役及び監査役に報告（12回）いたしました。

③ コンプライアンス体制

法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を導入いたしました。

④ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、取締役、内部監査室担当者その他の使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けております。しかしながら、当社が創業後間もないことから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

当該方針に基づき、当事業年度は無配といたしました。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く経営環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,701,738	流動負債	440,155
現金及び預金	6,311,587	買掛金	60,962
売掛金	348,012	未払金	188,936
前払費用	42,089	未払費用	78,044
その他	49	未払法人税等	33,586
		前受金	14,884
固定資産	169,206	預り金	7,203
有形固定資産	43,967	その他	56,536
建物	37,711	負債合計	440,155
工具、器具及び備品	6,256	(純資産の部)	
無形固定資産	4,154	株主資本	6,430,788
ソフトウェア	2,357	資本金	3,866,665
商標権	1,375	資本剰余金	3,866,515
その他	421	資本準備金	3,866,515
投資その他の資産	121,084	利益剰余金	△1,302,391
投資有価証券	9,600	その他利益剰余金	△1,302,391
敷金	111,184	繰越利益剰余金	△1,302,391
その他	300	純資産合計	6,430,788
資産合計	6,870,944	負債・純資産合計	6,870,944

損 益 計 算 書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,165,434
売 上 原 価		491,961
売 上 総 利 益		2,673,472
販売費及び一般管理費		2,483,282
営 業 利 益		190,190
営業外収益		
受 取 利 息	246	
還 付 加 算 金	118	
物 品 売 却 益	134	
そ の 他	438	937
営業外費用		
支 払 利 息	132	
株 式 交 付 費	19,901	
株 式 公 開 費 用	15,597	
為 替 差 損	1,758	37,389
経 常 利 益		153,738
税引前当期純利益		153,738
法人税、住民税及び事業税	17,235	17,235
当 期 純 利 益		136,503

株主資本等変動計算書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成26年6月1日残高	1,023,615	1,023,465	1,023,465
事業年度中の変動額			
新株の発行	2,843,050	2,843,050	2,843,050
当期純利益			
事業年度中の変動額合計	2,843,050	2,843,050	2,843,050
平成27年5月31日残高	3,866,665	3,866,515	3,866,515

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成26年6月1日残高	△1,438,894	△1,438,894	608,185	608,185
事業年度中の変動額				
新株の発行			5,686,100	5,686,100
当期純利益	136,503	136,503	136,503	136,503
事業年度中の変動額合計	136,503	136,503	5,822,603	5,822,603
平成27年5月31日残高	△1,302,391	△1,302,391	6,430,788	6,430,788

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 時価のないもの ……………移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 有形固定資産 ……………定率法
 ただし、建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 6～15年
 工具、器具及び備品 4～8年
 無形固定資産 ……………定額法
 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準
 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 なお、当事業年度においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 繰延資産の処理方法 ……………株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。
 消費税等の処理方法 ……………消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,554千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
営業取引（営業費用） 1,419千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数
 普通株式 21,878,000株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
 該当事項はありません。
3. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額
 該当事項はありません。
 - (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
 該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数
- | | |
|------|--------------|
| 普通株式 | 1, 150, 000株 |
|------|--------------|

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

未払事業税	5, 807千円
未払費用	25, 964千円
減価償却超過額	2, 844千円
繰越欠損金	391, 571千円
その他	202千円
繰延税金資産小計	426, 391千円
評価性引当額	△426, 391千円
繰延税金資産合計	— 千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、非上場の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。敷金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は一年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,311,587	6,311,587	—
(2) 売掛金	348,012	348,012	—
資産計	6,659,599	6,659,599	—
(1) 未払金	188,936	188,936	—
(2) 未払費用	78,044	78,044	—
負債計	266,980	266,980	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	9,600
敷金	111,184

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。また、敷金については、残存期間を特定できず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
主要株主 (法人)	KDDI株式会社	(被所有) 14.5	資本提携 役員の派遣	第三者割当増資	682,500	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

第三者割当増資は、当社が行った増資を1株65,000円で引き受けたものであります。発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)を基に総合的に勘案して算定された価格であります。

3. 上記の種類、議決権等の所有(被所有)割合は、取引時点のものを記載しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額
293円94銭
- 1株当たり当期純利益
7円31銭

(注) 当社は、平成26年12月29日付で株式1株につき100株の割合での株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年7月14日

株式会社Gunosy
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大田原 吉 隆 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長 南 伸 明 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Gunosyの平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行及び当該システムの運用状況についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年7月14日

株式会社Gunosy 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	青 木	修	㊞
社外監査役	新 井	努	㊞
社外監査役	清 水	健 次	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、定款の一部変更を行うものであります。なお、現行定款第30条第2項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第30条 (省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> 但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> 但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。
(監査役 of 責任免除) 第40条 (省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> 但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	(監査役 of 責任免除) 第40条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> 但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第2号議案 取締役2名選任の件

当社のコーポレートガバナンスを強化することを目的として、新たに取締役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	まつもと たかし 松元 崇 (昭和27年11月25日生)	昭和51年4月 大蔵省 入省 平成7年6月 大蔵省主計局調査課長 平成12年7月 大蔵省主計局法規課長 平成13年7月 財務省主計局総務課長 平成15年7月 財務省大臣官房参事官兼大臣官房審議官 平成16年7月 財務省主計局次長 平成19年7月 内閣府政策統括官(経済社会システム担当) 平成21年7月 内閣府大臣官房長 平成24年1月 内閣府事務次官 平成26年7月 株式会社第一生命経済研究所顧問(現任) 平成27年6月 株式会社イノテック社外取締役(現任) 三菱マテリアル株式会社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社第一生命経済研究所顧問 株式会社イノテック社外取締役 三菱マテリアル株式会社社外取締役	—
2	やなぎはら かつや 柳原 克哉 (昭和43年5月14日生)	平成7年4月 検事 任官 平成18年4月 弁護士登録 平成19年12月 弁護士法人第一法律事務所 入所(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人第一法律事務所弁護士	—

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 松元崇氏及び柳原克哉氏は、社外取締役候補者であります。

3. 松元崇氏は、財務省及び内閣府における豊富な実務経験と、経済・財政に関する幅広い見識を有していることから、取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に携わったことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、柳原克哉氏は、検事及び弁護士としての専門的な知識及び豊富な実務経験を有していることから、取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に携わったことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 松元崇氏及び柳原克哉氏が取締役を選任された場合には、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。
5. 松元崇氏及び柳原克哉氏が取締役を選任された場合には、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定された最低責任限度額とする予定であります。

なお、会社法施行規則第74条に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

当社の監査体制を強化することを目的として、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
かしわぎ のぼる 柏木 登 (昭和28年4月3日生)	昭和52年4月 日本テレビ放送網株式会社 入社 平成16年7月 同社編成制作本部情報センター長 平成17年7月 同社事業局長 平成20年6月 中京テレビ放送株式会社取締役制作局長 平成24年6月 同社常務取締役編成局長 平成25年6月 株式会社パップ代表取締役社長執行役員 一般社団法人日本レコード協会理事 一般社団法人日本映像ソフト協会理事 平成27年6月 株式会社BS日本常勤監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社BS日本常勤監査役	—

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 柏木登氏は、社外監査役候補者であります。

3. 同氏は、放送メディア業界及び事業会社における豊富な実務経験と経営経験を有していることから、監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

4. 同氏が監査役に選任された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。

5. 同氏が監査役に選任された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定された最低責任限度額とする予定であります。

なお、会社法施行規則第76条に定める監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本選任の効力は、監査役への就任の前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
むろい ともあり 室井 智有 (昭和41年11月26日生)	平成3年11月 監査法人テイケイエイ飯塚穀事務所(現新日本有限責任監査法人) 入所	1,000株
	平成6年9月 公認会計士登録	
	平成6年10月 株式会社立地評価研究所 入社	
	平成9年1月 日本合同ファイナンス株式会社(現株式会社ジャフコ) 入社	
	平成12年4月 株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ 入社	
	平成13年4月 株式会社日本総合研究所 入社	
	平成16年7月 株式会社アイレップ監査役	
	平成16年11月 同社取締役経営企画室長	
	平成18年4月 同社取締役管理本部長	
	平成21年12月 同社常務取締役管理本部長	
	平成25年3月 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー取締役	
平成27年7月 当社 入社 経営管理部長(現任) (重要な兼職の状況)		
—		

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 同氏は、公認会計士としての専門的な知識及び豊富な実務経験を有していることから、補欠の監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
3. 同氏が監査役に就任した場合には、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定された最低責任限度額とする予定であります。

なお、会社法施行規則第76条に定める監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以 上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル
ベルサール六本木
TEL : 03-3479-1621



●地下鉄

東京メトロ日比谷線「六本木」駅2番出口 徒歩約2分

都営大江戸線「六本木」駅4b出口 徒歩約4分

(お願い)

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。